

業務仕様書

1 業務名

保養センター駒岡大広間ほか2部屋カーペット交換補修業務

2 業務概要

保養センター駒岡の大広間、中広間及び和室のカーペットについて、痛みが生じていることから交換を実施する。

3 履行場所

札幌市保養センター駒岡(札幌市南区真駒内 600 番地 20)

電話番号:011-583-8553

4 履行機関

契約締結日から令和8年1月31日まで。ただし、カーペットの交換作業については、当該施設の休館が予定されている令和7年12月22日(月)～令和7年12月24日(水)の間に実施すること。

5 現場条件

(1) 作業日程

作業日程の詳細については、契約後速やかに担当課及び施設責任者と協議し、円滑な進行を図ること。

(2) 安全対策

作業に当たっては、施設利用者、施設職員の安全対策を徹底すること。

(3) その他

- ・ 作業入館者は会社名入りネームプレート又は腕章を着用のこと。
- ・ 音が出る作業については、業務計画書作成時に想定期間を示し、施設責任者に連絡すること。
- ・ 業務従事者は、十分な経験を有した者が実施すること。

6 業務内容

(1) カーペットの張替え

保養センター駒岡の大広間、中広間及び和室に張られているカーペットについて、新たなカーペットに張り替える。

なお、張り替えるカーペットについては、サンライムⅡ(サンゲツ)又は同等品とし、カーペットの色については、契約後に担当者及び施設責任者と協議する。

※各部屋におけるカーペット張替面積は大広間が約120㎡、中広間が約45㎡、和室が約35㎡

※既存カーペットについては、各部屋畳の上にテープ貼りされているため、既存カーペット及びテープを剥がし、畳の上に新たなカーペットを張り付けること

※カーペットのジョイント部分についてはシーミング施工を行い、つなぎ合わせる

※カーペットのジョイント部分以外については、オーバーロック加工を行うこと

※カーペットの張付け時に使用する材料は、「札幌市公共建築物シックハウス対策指針」に適合するものを用いることとし、安全データシート等を事前に提出すること。なお、上記シックハウス対策指針に示す、6物質(ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン)が含まれる材料を使用する場合は、VOC測定を実施すること

- (2) 廃棄物処理
剥がした既存カーペット及び当該業務にて発生した産業廃棄物については、関係法令に基づき適切に処分すること。
- (3) その他
作業に伴う安全対策、仮設養生、清掃等を行うこと

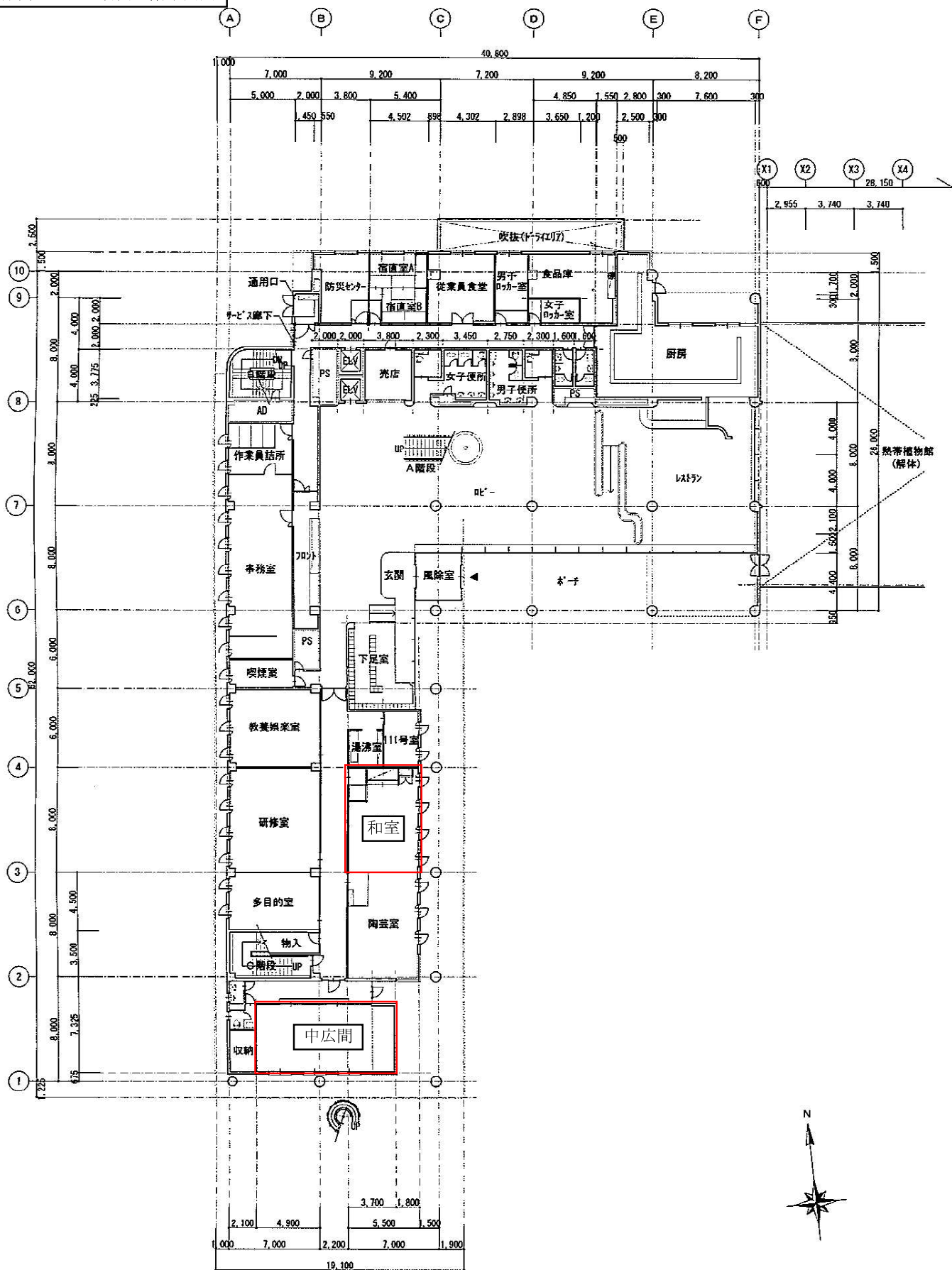
7 提出書類 ※提出書類は全て A4サイズとする

- (1) 着手前
業務計画書
- (2) 完了時
 - ア 業務報告書
作業内容、作業実施日等を記した業務概要を整理する。
 - イ 作業写真
張替え作業前、張替え作業後の写真撮影を行い、その他必要に応じて適宜記録写真を撮ること。写真は、作業名、作業内容、撮影月日などを補足して整理すること。
 - ウ 完了届
 - エ マニフェスト伝票の写し
- (3) 随時
その他担当者が求めるもの

8 その他

- (1) 業務内容を履行するための養生・清掃費、運搬費、消耗品及び雑材料は受託者負担とする。
- (2) 業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (3) 業務の実施にあたっては、利用者の利便性や安全性を十分考慮すること。
- (4) 未使用機器等の電源切断の励行による節電、再生紙の積極利用など、環境に配慮した資源の利用に留意すること。
- (5) その他、業務の実施に関して疑義が生じた場合は、担当職員と打合せの上遺漏のないよう遂行すること。
- (6) 故意又は過失により、施設設備等に破損等の事故があった場合は、速やかに受託者の責任において修復すること。
- (7) 産業廃棄物の処理を行ったものについては、マニフェスト伝票の写しを提出すること。
- (8) 委託者が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (9) 本業務の実施について、業務仕様書に定められていない事項については、本市業務担当職員との協議によること。ただし、機能上必要と思われるものは、受託者の責任において処理すること。

保養センター駒岡 1 階平面図



保養センター駒岡 2 階平面図

